

準備金の取扱いについて

準備金（積立金）については、厚生労働省の平成21年度予算概算要求時の試算（9月）によると、平成20年度末で1,800億円の残高が見込まれているが、平成21年度の協会の予算における財政運営の方針として、準備金の取扱い（繰越・取崩し）を決める必要がある。

【準備金の取扱】

保険料率の見込(※)

・ 単年度収支において、収支の均衡を図る保険料率を設定し、1800億円の準備金は取り崩さず翌年度へ繰り越し

・ 単年度の収支を均衡させることから保険料率の上昇幅が大きくなるが、安定的な財政運営に資するとともに、翌年度以降の保険料率の上昇を緩和

+0.3%



+0.1%

・ 単年度収支において、1800億円の準備金を全て取り崩して収支の均衡を図る水準に保険料率を設定

・ 準備金を取り崩す分だけ保険料率は抑えられるが、給付費の変動等により財政の安定性に課題がある

【考慮事項】

○ 準備金の取扱いについては、さらに以下について考慮が必要。

- ・ 保険料率の見込みは、厚生労働省の平成21年度予算概算要求時の単年度収支の見込みに基づき、仮に保険料率を4月から引上げた場合に単年度収支が均衡する水準を機械的に試算したものであり、最終的には年末の政府予算案における医療給付費等の係数により変動がありうるとともに、保険料率の改定時期によっても変動が考えられる。
- ・ 政管健保の予算においては、給付費の変動や予見しがたい予算の不足等に備え、毎年度、予備費（400億円）を計上しており、これも踏まえ検討が必要。
- ・ 総報酬制の導入により毎月の保険料の収入と保険給付の支出との間に季節的なズレが生じており、年間で収支が均衡する水準に保険料率を設定したとしても年度内で一時的に収支が不均衡となるおそれがある。（一時的に借り入れを行う場合には金利負担が生じる）